

第4章 計画の実現に向けて

- 1. 計画の推進
- 2. 計画の見直し

1. 計画の推進

(1) 基本的な考え方

「千歳市第2期都市計画マスタープラン」で掲げた都市づくりの目標や方針の実現に向け、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、パートナーシップ*に基づいたまちづくりを進めます。

(2) 各主体の役割

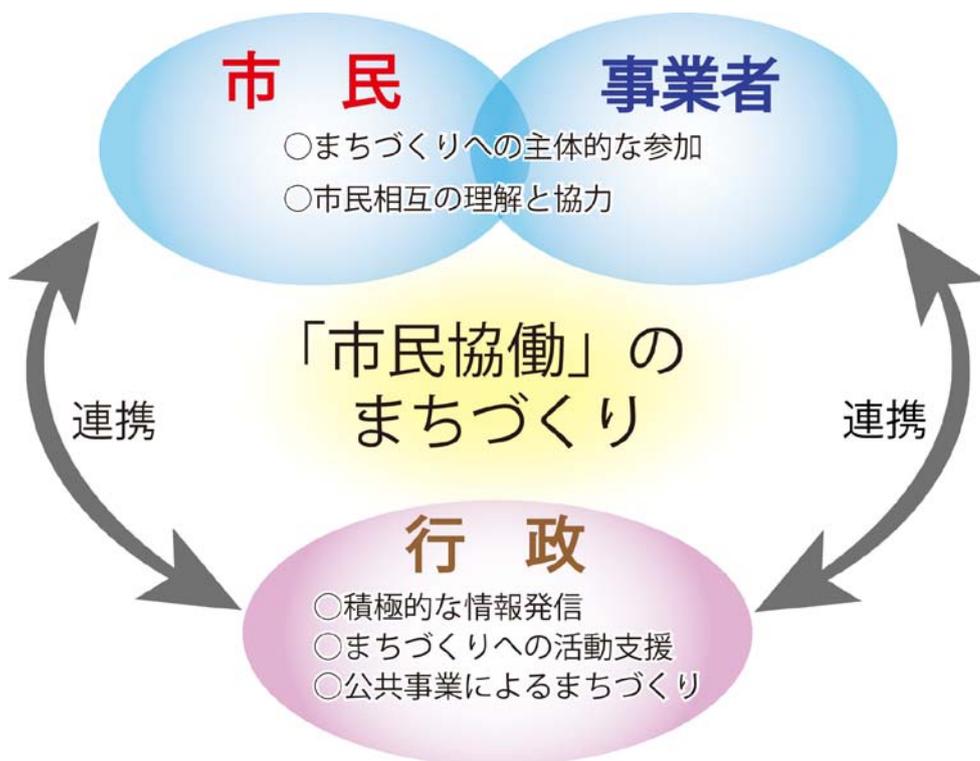
①市民・事業者に期待される役割

市民は、安心して快適な住みよいまちをつくるため、まちづくりに積極的・主体的に参加するとともに、市民相互の理解と協力により、継続的なまちづくりを行っていくことが求められます。また、事業者も市民のひとりとして市民協働によるまちづくりに取り組むことが必要です。

②行政の役割

行政は、市民協働によるまちづくりが円滑に進むように、市民や事業者に対して必要な情報提供や活動支援を行います。

また、本計画に基づき、道路や公園など、都市施設*の整備や土地利用に係る規制・誘導について、国・北海道などの関係機関と調整・連携を図りながら、総合的かつ計画的な都市づくりを展開します。



(3) まちづくり参加の手だて

①まちづくりへの意識啓発

市民によるまちづくりの意識高揚を図るため、広報紙、インターネットなどの各種媒体の活用、講座やセミナーの開催案内など、まちづくりに対して誰にでもわかりやすく興味を持てるよう、関連する話題や情報の提供に努めます。

②個別事業での取組

都市計画道路*や公園などの個別事業については、適宜見直しを図りつつ、市民の合意と協力を得ながら着実な整備の推進を図ります。

③地区計画*制度などの活用

地域の実情を反映したまちづくりを進めるため、市街化区域*内において都市計画提案制度*に基づく地区計画*制度の活用など、市民による主体的な取組を推進します。

2. 計画の見直し

本計画は、「千歳市第6期総合計画」及び北海道が定めた「千歳恵庭圏都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針*」（平成23年（2011年）3月策定）の上位計画に即し策定しています。

今後、これら上位計画の見直し、都市環境や社会経済情勢の変化などにより、まちづくりの方向性に大きな変化が生じた場合には、本計画の見直しを適宜行うものとします。